



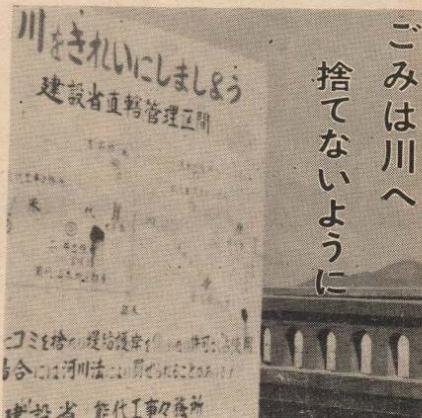
<市が委託した收集業者>

- 合資会社 近江商店(代表者 近江光雄)
- 大館地区清掃センター(代表者 佐藤与吉郎)

(写真) 寄贈された清掃バトロールカー



このほど、同和鉱業のご好意により、清掃バトロールカーが市に寄贈されました。このバトロールカーは、市内のごみの状況調査や、川へのごみ捨てを防止するために使用するもので、寄贈と同時に活用を始め、環境の美化運動に一役をかっています。

「清掃バトロールカー」
が寄贈される

中小企業融資あっせんに関する規則を公布

{ 貸付最高額—100万円 }

{ 申し込み先一商工課・花矢支所産業経済課で當時受付 }

本市では、市内の中小企業の振興をはかるため「大館市中小企業融資のあっせんに関する規則」を5月20日づけで公布しました。

この規則の条文はつぎのとおりですが、融資あっせんの対象になる企業は、食料品工業、木材、家具、建設、サービス業、印刷、理容等24業種におよんでいます。

また、申し込みの手続きも比較的簡単になっていますので、借入を希望する方、くわしく知りたい方は、市の商工課または、花矢支所におたずねください。

<大館市中小企業融資あっせんに関する規則>

(目的)

第1条 この規則は、大館市内に居住する中小企業者で、事業資金を必要とする者に対して融資のあっせんを図り、業界の振興発展に資することを目的とする。

(融資援助の措置)

第2条 市長は、前条の目的を遂行するため、秋田県信用保証協会および金融機関との相互契約のもとに基金を預託するものとする。

(申込者の資格)

第3条 この規則により融資のあっせんの申込みをすることはできる者は、本市に住所を有し、中小企業信用保証法に該当する事業を1年以上営む者で、前年度までの市税を完納した者でなければならない。

(融資あっせんの限度額)

第4条 融資あっせんの最高限度額は100万円以内とし、貸付利率、保証料、貸付期間については相互契約の定めるところによる。

(申込の手続き)

第5条 融資のあっせんを受けようとする者は、大館市中小企業融資あっせん申込書を市長に提出しなければならない。

(あっせんの決定)

第6条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第3条に定める資格について調査し、適格者については大館市中小企業融資金借入適格証明書を交付する。

(債務者の義務)

第7条 この規則によって融資を受けた者は、融資条件に従って誠実に義務を履行しなければならない。

(融資状況の報告)

第8条 秋田県信用保証協会は、当月分の融資状況を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

国民年金

生活が苦しい方は

保険料の免除手続きを

「簡易保険がお手伝い」

市の公共事業に融資

市でおこなっている公共事業の資金として、このたび下記の施設に簡易保険から5,360万円融資されました。

この資金は、簡易保険加入者のみなさんが払いこまれた保険料の積立金で、保険金や配当金としておかえしするまでの間、公共事業などに融資しているものです。

このように、簡易保険の資金は私たちの市民生活に大へん役立っております。

記

- 大館駅、東大館駅線道路建造
- 昭和兒童公園建造
- 公営住宅建造（餅田30戸、花岡大森野28戸）
- 花岡中学校改築工事